

議案第17号

日進市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

日進市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年2月23日提出

日進市長 萩野幸三

1 提案理由

この案を提出するのは、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行による建築基準法の一部改正に伴い、日進市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

建築基準法を引用する条項について必要な規定の整理を行う。

日進市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
 条 例 第 号

日進市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成28年日進市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第2(第4条—第9条関係)		別表第2(第4条—第9条関係)	
対象 区域	制限	対象 区域	制限
名計 称画 地 区		名計 称画 地 区	
略		略	
日	略	日	略
生C 東地 山区 園地 区 整備 画 区域	用途 次に掲げる建築物以外の建築物 の制限 1～16 略 17 次に掲げる事業を営む工場以 外の工場で作業場の床面積の合 計が50㎡以内のもの(原動機を使 用するものにあつては、その出力 の合計が0.75kW以下のものに限 る。) ア 略 イ 法別表第2(ぬ)項第3号(1)か ら(20)まで ウ 法別表第2(る)項第1号(1)か ら(31)まで 18 次に掲げる危険物の貯蔵又は 処理に供する建築物以外の危険 物の貯蔵又は処理に供する建築 物 ア 略 イ 法別表第2(ぬ)項第4号 ウ 法別表第2(る)項第2号	用途 次に掲げる建築物以外の建築物 の制限 1～16 略 17 次に掲げる事業を営む工場以 外の工場で作業場の床面積の合 計が50㎡以内のもの(原動機を使 用するものにあつては、その出力 の合計が0.75kW以下のものに限 る。) ア 略 イ 法別表第2(り)項第3号(1)か ら(20)まで ウ 法別表第2(ぬ)項第1号(1)か ら(31)まで 18 次に掲げる危険物の貯蔵又は 処理に供する建築物以外の危険 物の貯蔵又は処理に供する建築 物 ア 略 イ 法別表第2(り)項第4号 ウ 法別表第2(ぬ)項第2号	
略		略	
略		略	
赤	略	赤	略

池 箕 ノ 手 地 区 整 備 計 画 区 域	用途	次に掲げる建築物
	地の制	1～8 略
	制限	9 法別表第2(か)項に掲げるもの
略		
略		

池 箕 ノ 手 地 区 整 備 計 画 区 域	用途	次に掲げる建築物
	地の制	1～8 略
	制限	9 法別表第2(わ)項に掲げるもの
略		
略		

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。